

## 平成29年度 定期監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備考
人権政策局（男女共同参画課）			
<p>男女共同参画センターの使用料について（収入） センターの使用料については、条例上、国又は地方公共団体が使用する場合を除き、前納することが規定されているにもかかわらず、施設使用後に納付書を発行し、後納扱いとなっている事例が見られた。関係規定を確認の上、適切に処理されたい。（鳥取市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例第6条）</p>	<p>後納扱いとしていた団体については、それぞれの団体と協議を行いました。以降、前納扱いとして改め適切に処理を行っています。</p>	<p>H31. 4. 26</p>	
鳥取市立病院（総務課）			
<p>鳥取市立病院事務分掌規程等の整備について 本年度7月1日付で組織改編していたが、未だに当該規程が整備されていなかった。他の関係規程と併せて至急整備されたい。（地方公営企業法第9条1号、第10条）  追記) 当該規定は市立病院の執行体制を明示して組織統制のありようを内外に周知するものであることに留意し、今後の組織異動時には適宜対応されたい。</p>	<p>改正が行われていなかった規定について、改正を行いました。</p>	<p>H31. 4. 26</p>	